

○東北地方整備局告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

東北地方整備局長 川瀧 弘之

第1 起業者の名称 宮城県

第2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事（小網倉浜道路・宮城県石巻市小網倉浜戸根窪山地内から同市清水田浜尾崎地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮城県石巻市小網倉浜戸根窪山、小網倉浜戸根入、小網倉浜安藤沢、小網倉浜谷川沢及び小網倉浜小守山並びに清水田浜藤森山、清水田浜藤畑、清水田浜深田、清水田浜二渡、清水田浜須波田、清水田浜尾崎及び清水田浜俵沢地内
- 2 使用の部分 宮城県石巻市小網倉浜安藤沢、小網倉浜谷川沢及び小網倉浜小守山並びに清水田浜藤森山、清水田浜藤畑、清水田浜深田、清水田浜二渡、清水田浜須波田、清水田浜尾崎及び清水田浜俵沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市小網倉浜戸根窪山地内から同市清水田浜尾崎地内までの延長1.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における「県道石巻鮎川線改築工事（小網倉浜道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道石巻鮎川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、宮城県石巻市山下町地内の一般国道45号との交差点を起点とし、同市渡波町等を経由し、同市鮎川浜地内を終点とする延長41.1kmの幹線道路である。

本路線が通過する石巻市は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）沿線においても家屋流出等の被害を受けたものである。このような被害をうけ、石巻市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年4月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

このうち、現道周辺の住家等も防集事業により、高台に移転する計画であるが、移転先には、石巻市内の主要幹線道路である一般国道398号に接続する路線がない状況にある。また、現道は、津波による浸水、路盤損傷等により、一部通行止めが行われたとともに、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮出来ていない状況にある。

本件事業の完成により、本路線の他の区間と接続することにより、防集事業に基づく住宅団地等と石巻市内の主要幹線道路である一般国道398号とが連絡し、また、津波浸水区域を極力回避した位置に線形等が良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、災害時における物資輸送等を円滑に行うことができるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年3月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズスマシ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ及びオオムラサキその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、確認されており、これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。なお、植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとする。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、本路線の他の区間と接続することにより、防集事業として整備される住宅団地等と石巻市内の一般国道398号とを連絡することなどを主な目的とし、宮城県条例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より山側を通過する案、現道を嵩上げする案の3案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が中位であるものの、防集事業で整備される住宅団地へのアクセス性及び土工バランスが優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように本路線の他の区間と接続することにより、防集事業として整備される住宅団地等と石巻市内の一般国道398号とを連絡することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県石巻市役所